

兵庫県公報

令和7年10月28日 火曜日 第664号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規則

- 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課） 1

告示

- 鳥獣保護区の指定（自然鳥獣共生課） 2
○ 特定猟具使用禁止区域の指定（同） 4

公 告

- 入札公告（計画課） 12
○ 農地を利用する権利の設定の裁定申請（総合農政課） 14
○ 同 上（同） 15
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課） 15
○ 同 上（同） 16
○ 落札者等の公示（物品管理課） 17
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局） 18

選挙管理委員会告示

- 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正 18

教育委員会公告

- 入札公告 19

正 誤

- 令和7年4月1日付け兵庫県公報第310号の2中 22

公布された法令のあらまし

○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第41号）

県立高等学校に入学を志願する者に関して、出願手続はインターネットを利用して行い、入学考查料はクレジットカードを使用する方法等により納付するものとすることを踏まえ、収入証紙により徴収する手数料から兵庫県立学校授業料等徴収条例に基づく手数料を削除する等所要の整備を行うこととした。

規則

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第41号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1 使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例以外の法令に基づく手数料の項中2の2を削り、2の3を2の2とし、2の4を2の3とする。

附則

この規則は、令和7年12月15日から施行する。

告 示

兵庫県告示第962号

鳥獣の保護及び管理並びに狩獵の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次の区域を鳥獣保護区として指定する。

なお、平成27年兵庫県告示第887号（鳥獣保護区の指定）は、令和7年10月31日限り、廃止する。

令和7年10月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 名 称 | 区 域 | 存続期間 |
|-------------|--|--------------------------|
| 西宮市表山鳥獣保護区 | 西宮市芦屋市境界線と阪急神戸線軌道との交点を起点として、同所から同市境界を北進して雷山（標高565.6メートル）、奥池を経てトカガ尾山（標高723.1メートル）山頂に至り、同山頂から県道明石神戸宝塚線の渓流橋を見通し、同橋から同県道を東進して盤滝を経て西宮市宝塚市境界に至り、同所から同市境界を東南進して阪急今津線軌道との交点に至り、同所から同今津線軌道を南進して西宮北口駅に至り、同駅から同神戸線軌道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで |
| 加東市東條湖鳥獣保護区 | 加東市黒谷における県道平木南山線と県道小野藍本線の交点を起点として、同所から県道平木南山線を北西進及び北進して加東市下鴨川と同市黒谷との大字界に至り、同所から同大字界を南東進及び北東進して同市下鴨川、同市黒谷と同市平木の大字界に至り、同所から同市黒谷と同市平木の大字界を南東進して同市黒谷、同市平木と同市秋津の大字界に至り、同所から同市平木と同市秋津の大字界を南進及び北東進して同市秋津字浦谷2029-1番地先の私道に至り、同所から同私道を北進及び南進して市道5086号線に至り、同所から同市道を東進及び南進して市道5014号線に至り、同所から同市道を南東進、北西進及び南東進して市道1303号線に至り、同所から同市道を西進及び南進して県道小野藍本線に至り、同所から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで |
| 笠形鳥獣保護区 | 神崎郡市川町上牛尾における県道西脇八千代市川線と林道塩坪線の交点を起点として、同所から同林道を北西進して林道終点に至り、同所から左方の山道を北西進して町道河内線に至り、同所から同町道を北進して同町道と根宇谷林道終点を結ぶ山道との交点に至り、同山道を北進して根宇谷林道との交点に至り、同所から同林道を北進して兵庫県揖保川森林計画区神河町32林班と同33林班の林班界との交点に至り、同所から同林班界を東進して32林班と33林班、34林班との3林班界交点に至り、同所から33林班と34林班との林班界を南東進して笠形山官行造林地との交点に至り、同所から同官行造林地の北面境界線に沿って南東進して笠形山山頂（標高939.4メートル）に至り、同所から多可郡多可町と神崎郡神河町との町界を南進して神河町と市川町、多可町との3町界交点に至り、同所から市川町と多可町との町界を南西進して県道西脇八千代市川線（舟坂峠）に至り、同所から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで |

| | | |
|----------|--|--------------------------|
| 仁寿山鳥獣保護区 | 姫路市阿保における市道城陽11号とJR山陽本線の交点を起点として、同所からJR山陽本線を東進して県道妻鹿花田線との交点に至り、同所から同県道を南進して市道四郷11号との交点に至り、同所から同市道を南進して国道312号に至り、同所から同国道を南進して県道国分寺白浜線に至り、同所から同県道を南進して県道北原八家線に至り、同所から同県道を西進して県道白浜姫路停車場線に至り、同所から同県道を南進して市道白浜313号との交点に至り、同所から県道白浜姫路停車場線を西進して県道妻鹿花田線に至り、同所から同県道を西進して二級河川市川左岸との交点に至り、同所から同河川左岸を南西進して姫路市飾磨区妻鹿日田町1-7に至り、同所から飾磨区中島3067-8を見通した線を南西進して飾磨区中島3067-8に至り、同所から同河川右岸を北東進して市道高浜276号に至り、同所から同市道を北進して市道城陽107号に至り、同所から同市道を北東進して市道城陽11号に至り、同所から同市道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで |
| 家島鳥獣保護区 | 姫路市家島町のうち、男鹿島、西島および松島の区域 | 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで |
| 引原鳥獣保護区 | 宍粟市波賀町日ノ原における県営引原ダムの堰堤南詰を起点として、同所から市道引原ダム西側線を北進して同町日ノ原と引原の大字界交点に至り、同所から同大字界を北西進して音水国有林境界との交点に至り、同所から同国有林界を北進及び北東進して市道駒前線との交点に至り、同所から同市道を東進して国道29号との交点に至り、同所から同国道を南進して新三久安大橋北詰の市道三久安線との交点に至り、同所から同市道を南東進及び南西進して新三久安大橋南詰の国道29号との交点に至り、同所から同国道を南進してカラウコ大橋北詰の市道引原カラウコ線との交点に至り、同所から同市道を南東進及び南西進してカラウコ大橋南詰の国道29号との交点に至り、同所から同国道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで |
| 鉢高原鳥獣保護区 | 養父市大久保における県道關宮小代線と市道葛畠大久保線並びに市道鉢高原線との交点を起点として、同所から市道鉢高原線を北西進して登行リフト終点に至り、同所から谷に沿って南西進して広域基幹林道瀬川氷ノ山線の氷ノ山橋に至り、同所から同林道を西進して市道若桜越線（氷ノ山登山道）との交点（登山口）に至り、同所から同市道を西進して養父市と鳥取県若桜町との市町境との交点に至り、同所から同市町境を北進して養父市と若桜町と美方郡香美町との市町境（赤倉山山頂）に至り、同所から養父市と美方郡香美町との市町境を北東進して鉢伏山山頂に至り、同所から養父市と美方郡香美町との市町境を南東進して広域基幹林道瀬川氷ノ山線との交点に至り、同所から同林道を西進して市道葛畠大久保線との交点に至り、同所から同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで |

| | | |
|---------|---|--------------------------|
| 石生鳥獣保護区 | 丹波市氷上町石生における国道175号と市道特10号との交点を起点として、同所から同市道を北進して市道特28号との交点に至り、同所から同市道を西進して同市氷上町大崎から横田に通じる山道に至り、同所から同山道を南西進して尾根筋に至り、同所から尾根筋沿いに南西進して同市氷上町横田字長者ヶ谷176番地の2と166番地との地番界を経て国道175号に至り、同所から同国道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで |
| 南淡鳥獣保護区 | 南あわじ市阿万塩屋町における市道蛇ノ鰐線と市道大見山吹上線の交点を起点として、同所から同市道大見山吹上線を南西進して市道阿万169号との交点に至り、同所から同市道大見山吹上線を南西進及び北西進並びに南西進して阿万吹上町194番地に至り、同所から吹上キャンプ場の砂丘を南西進して阿万吹上町1439番地先海岸線に至り、同所から同海岸線を北西進して押登岬に至り、同所から同海岸線を北西進して南あわじ市海釣公園に至り、同所から同海岸線を北西進して市道阿万167号との交点に至り、同所から同市道を南東進及び北東進して市道蛇ノ鰐線に至り、同所から市道蛇ノ鰐線を北東進及び南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで |



兵庫県告示第963号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次の区域を特定獣具使用禁止区域として指定する。

なお、平成27年兵庫県告示第889号及び令和2年兵庫県告示第1164号は令和7年10月31日限り、廃止する。

令和7年10月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 名 称 | 特定獣具の種類 | 区 域 | 存続期間 |
|--------------|---------|--|--------------------------|
| 櫛谷特定獣具使用禁止区域 | 銃器 | 神戸市西区櫛谷町福谷における県道神戸加古川姫路線と県道小部明石線の交点（福谷東交差点）を起点として、同所から県道神戸加古川姫路線を北西進して市道西神1号に至り、同所から同市道を東進して市道押部谷24号に至り、同所から同市道を南進して県道小部明石線に至り、同所から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで |
| 上郡特定獣具使用禁止区域 | 銃器 | 赤穂郡上郡町における町道大枝新川筋線と国道373号との交点を起点として、同所から同国道を南進及び南東進して県道姫路上郡線との交点に至り、同所から同県道を西進して県道姫路上郡線における西詰の交差点に至り、同所から同県道赤穂佐伯線を北進して町道上郡川筋線との交点に至り、同所から同町道を北西進して県道西新宿上郡線との交点に至り、同所から同県道を北進及び北西進して町道大枝新古土手線に至り、同所から同町道を北東進して町道大枝新川筋線との交点に至り、同所から同町道を東進及び南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで |

| | | | |
|--------------------|----|--|--------------------------|
| 市川特定獣具使用禁止区域 | 銃器 | 神崎郡神河町貝野における町道粟賀・柏尾・貝野線と国道312号の交点を起点として、同所から同国道を南進して神崎郡福崎町との町界に至り、同所から同町界を北進して県道甘地福崎線に至り、同所から同県道を北進してJR播但線に至り、同所からJR播但線を北西進して神河町道新野停車場線に至り、同所から同町道を東進して町道清水昭和橋線に至り、同所から同町道を東進して神河町道寺野・野村線に至り、同所から同町道を東進して町道市場・貝野線に至り、同所から同町道を南東進して町道粟賀・柏尾・貝野線に至り、同所から同町道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで |
| 吉富特定獣具使用禁止区域 | 銃器 | 神崎郡神河町杉における播但連絡道路と町道切後線の交点を起点として、同所から同連絡道路を南進して町道市場・杉線に至り、同所から同町道を北進して国道312号線に至り、同所から同国道を南進して猪篠川左岸に至り、同所から同川左岸を南進して町道粟賀・柏尾・貝野線に至り、同所から同町道を西進して播但連絡道路に至り、同所から同連絡道路を北進して作業道吉富線に至り、同所から同作業道を西進して林道長尾谷線に至り、同所から同林道を北進して作業道杉上ノ段線に至り、同所から同作業道を北進して町道切後線に至り、同所から同町道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで |
| 三日月特定獣具使用禁止区域 | 銃器 | 佐用郡佐用町茶屋における国道179号と県道塩田三日月線との交点を起点として、同所から同国道を西進して町道西ノ脇徳平線との交点に至り、同所から同町道を北進して町道乃井野八幡線との交点に至り、同所から同町道を南東進して県道千種新宮線との交点に至り、同所から同県道を南東進及び北東進して町道徳平線との交点に至り、同所から同町道を北東進して町道小原徳平線との交点に至り、同所から同町道を北東進及び南東進して県道塩田三日月線との交点に至り、同所から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで |
| 豊岡・日高円山川特定獣具使用禁止区域 | 銃器 | 豊岡市の円山川における豊岡大橋西詰を起点として、同所から円山川の指定区間外区間（以下、国管理区間という。）界を南進してほくたん広域農道に至り、同所から同農道を南東進して国管理区間界に至り、同所から同界を北東進して県道府市場伏線に至り、同所から同県道を南進して国道482号に至り、同所から同国道を南西進して市道上郷西組線に至り、同所から円山川対岸の国道482号を見通した直線を南西進して国管理区間界に至り、同所から同界を南東進及び南西進して市道赤崎伊佐線に至り、同所から同市道を南進及び東進して豊岡市と養父市との市界に至り、同所から同市界を北西進してJR山陰本線に至り、同所から同鉄道を北東進して県道藤井上石線に至り、同所から同県道を西進して市道竹貫上石クゴ線に至り、同所から同市道を北東進してJR山陰本線に至り、同所から同鉄道を北進して国道178号に至り、同所から同国道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで |

| | | | |
|----------------------|----|---|--------------------------|
| 甲山長池特定獣具使用禁止区域 | 銃器 | 姫路市砥堀における市川大橋西詰の国道312号を起点として、同所から同国道を北進して二級河川市川の東岸に至り、同所から同河川を北進して神崎郡福崎町と神崎郡市川町の町界に至り、同所から井ノ口山沿いを東進して播但連絡道路の播但第一トンネル南入口に至り、同所から同連絡道路を南進して県道三木宍粟線に至り、同所から同県道を東進して加西市との市町界に至り、同所から同市町界を南進して中国自動車道に至り、同所から同自動車道を西進して福崎町道大門鍛冶屋線に至り、同所から同町道を南進して町道八千種八反田線に至り、同所から同町道を東進して町道大貫山田線に至り、同所から同町道を南進して姫路市道山田1号に至り、同市道を南進して県道小野香寺線に至り、同所から同県道を南西進して県道豊富北条線に至り、同所から同県道を南西進して市道豊富84号に至り、同所から同市道を西進して市道豊富15号に至り、同所から同市道を西進して市道豊富77号に至り、同所から同市道を西進して県道西田原姫路線に至り、同所から同県道を南進して県道大柳仁豊野線に至り、同所から同県道を東進して市道豊富84号に至り、同所から同市道を南西進して市川大橋東詰における播但連絡道路に至り、同所から市川大橋を渡り起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで |
| いきものふれあいの里特定獣具使用禁止区域 | 銃器 | 丹波市青垣町山垣における市道九ノ尾線と林道法用谷線との交点を起点として、同所から同林道を東進して九ノ尾116番の2(遠阪財産区)に至り、同所から尾根づたいに西進して官行造林地(九ノ尾116番の6)に至り、同所から同官行造林地(九ノ尾116番の6)を尾根づたいに北西進して山頂に至り、同所から官行造林地と中佐治区有林(滝谷115番の3)と山垣区所有地(滝谷115番の4)の谷筋を西南進して林道滝谷線に至り、同所から同林道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで |
| 城山台特定獣具使用禁止区域 | 銃器 | 加古川市志方町細工所における県道高砂北条線と県道小野志方線の交点を起点として、同所から県道高砂北条線を北進して同市志方町大沢における市道大沢6号に至り、同所から同市志方町大沢字茶屋ヶ谷1330番の20(標高177.5メートル)を見通した線を東進して同所に至り、同所(同市志方町大沢字茶屋ヶ谷1330番の20)から同市志方町細工所字中津倉1130番の42(標高163.5メートル)を見通した線を東進して同所に至り、同所から南東進して字中津倉1130番の63(標高147.0メートル)を経て通称七ツ池のうち上ノ池堤防に至り、同所から上の池、平池及び明神池の満水位を結んだ線上を東進して県道小野志方線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで |

| | | | |
|------------------|----|--|--------------------------|
| 長楽寺特定獵具使用禁止区域 | 銃器 | 加古川市志方町氷室における市道氷室西飯坂線と市道長楽寺鼎線の交点を起点として、同所から同市道を西進してダンペ池堤防に至り、同所から同堤防上を西進して里道丸山道に至り、同所から同里道を北進して同市志方町氷室字丸山935番の1における里道清水道に至り、同所から同里道を北進して大藤山山頂（標高251.1メートル）に至り、同所から同市志方町西中、同市志方町西牧及び同市志方町東飯坂の大字境界点に至り、同所から同市志方町西中、同市志方町東飯坂及び同市志方町西飯坂の大字境界点に至り、同所から同市志方町東飯坂と同市志方町西飯坂の大字界を経て市道東飯坂2号に至り、同所から同市道を南東進して県道小原宝殿停車場線に至り、同所から同県道を南進して市道氷室西飯坂線に至り、同所から同市道を西進及び南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで |
| 津万井特定獵具使用禁止区域 | 銃器 | 西脇市嶋における市道嶋上比延線と国道175号線の交点を起点として、同所から同国道を南進して同市下戸田における国道427号に至り、同所から同国道を西進して市道上本町蒲江線に至り、同所から同市道を北進して市道上野蒲江線に至り、同所から同市道を北東進して国道175号に至り、同所から同国道を北進して同市黒田庄町津万井における県道門柳大門線に至り、同所から同県道を東進して市道上比延津万井線に至り、同所から同市道を南進して同市道と接続する市道上比延17号に至り、同所から同市道を南東進して市道嶋上比延線に至り、同所から同市道を南進及び西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで |
| 姫路市白鳥池特定獵具使用禁止区域 | 銃器 | 姫路市相野における山陽自動車道と国道29号の交点を起点として、同国道を北西進して県道石倉玉田線に至り、同所から同県道を北進して市道白鳥199号に至り、同所から同市道を北西進して市道白鳥200号に至り、同所から同市道を南西進して市道白鳥203号に至り、同所から同市道を南進して市道白鳥185号に至り、同所から同市道を北進して市道白鳥180号に至り、同所から同市道を北進して市道白鳥179号に至り、同所から同市道を北進して市道白鳥178号に至り、同所から同市道を東進して市道白鳥149号に至り、同所から同市道を東進して市道白鳥157号に至り、同所から同市道を南進して県道石倉玉田線に至り、同所から同県道を南東進して県道山之内筋野姫路線に至り、同所から同県道を南進して山陽自動車道に至り、同所から同自動車道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで |
| 日高町猪爪特定獵具使用禁止区域 | 銃器 | 豊岡市日高町猪爪にある畜産団地の入り口を起点として、同所から同団地周縁の私道を南東進、南西進及び北西進し同私道北端に至り、同所からサコ川砂防堰堤西端まで見通した直線を北進して同堰堤西端に至り、同所から同堰堤工事に係る旧仮設道を北東進して市道水上中線に至り、同市道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで |

| | | | |
|----------------|----|--|--------------------------|
| 油押大池特定猟具使用禁止区域 | 銃器 | 姫路市夢前町菅生澗における市道菅野102号と市道菅野99号との交点を起点として、同所から市道菅野99号を北西進して県道菅生澗林田線に至り、同所から同県道を東進して市道菅野105号に至り、同所から同市道を南進して市道菅野102号に至り、同所から同市道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで |
| 鍋ヶ谷特定猟具使用禁止区域 | 銃器 | 宍粟市千種町西河内における県道若桜下三河線と市道西河内天児屋線との交点を起点として、同所から同県道を西進して併用林道鍋ヶ谷線との交点に至り、同所から同林道を南進して鍋ヶ谷国有林界に至り、同所から同国有林界を南西進して兵庫県宍粟市千種町と岡山県英田郡西栗倉村との県界に至り、同所から同県界を北進及び北東進して峰越峠における元町道延昌山線との交点に至り、同所から同元町道を東進して市道西河内天児屋線との交点に至り、同所から同市道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで |
| 戸島特定猟具使用禁止区域 | 銃器 | 豊岡市城崎町楽々浦字深原434番地の3の南端を起点とし、同所から円山川地域森林計画区における城崎町30林班のイ小班とウ小班界を東進して同31林班のア小班界との交点に至り、同所から同31林班界を南西進して城崎町柿ノ浦における通称柿ノ浦谷との交点に至り、同所から同柿ノ浦谷を北西進して市道柿ノ浦線との交点に至り、同所から同市道を北進して城崎町戸島における市道柿ノ浦線の起点との交点に至り、同所から市道柿ノ浦宮本線を北西進して県道戸島玄武洞豊岡線との交点に至り、同所から同県道を北進して円山川右岸の距離標4.2キロメートル点と城崎町戸島字中島2033番地の1の東端とを結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を北東進して城崎町戸島字中島2033番地の1の東端と接する水田管理道との交点に至り、同所から同水田管理道を北東進して豊岡市立ハチゴロウの戸島湿地の敷地境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東進して市道深原線との交点に至り、同所から同市道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで |
| 清富特定猟具使用禁止区域 | 銃器 | 美方郡新温泉町浜坂における岸田川に架かる清富橋西詰を起点として、同所から岸田川左岸を北西進して海岸線に至り、同所から岸田川右岸を南東進して田井川右岸に至り、同所から田井川右岸を南東進して美方郡新温泉町清富における田井川に架かる宇津々野橋西詰に至り、同所から同橋をわたり東詰に至り、同所から県道三尾浜坂線を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで |

| | | | |
|-------------------------|----|---|--------------------------------------|
| 赤穂千種川 特定獵具使 用禁止区域 | 銃器 | 赤穂市有年檜原における国道373号と上郡町との行政界の交点を起点として、同所から同国道を南進して千種川堤防道路に至り、同所から同道路を南西進して市道谷口線に至り、同所から同市道を南西進及び東進して同市道の矢野川に架かる谷口橋を渡り県道周世有年原線に至り、同所から同県道を北西進及び南西進して市道中山富原線に至り、同所から同市道を南西進及び南東進して県道周世有年原線に至り、同所から同県道を南東進及び東進して県道高雄有年横尾線に至り、同所から同県道を南進して市道古川御蔵線に至り、同所から同市道を東進して県道周世尾崎線に至り、同所から同県道を南西進して市道上高野川添線に至り、同所から同市道を南進及び東進して県道周世尾崎線に至り、同所から同県道を南進及び南西進して市道坂越橋線に至り、同所から同市道を北進して国道250号に至り、同所から同国道を北東進して県道赤穂佐伯線に至り、同所から同県道を北東進及び北進して千種川堤防道路に至り、同所から同道路を北東進して市道高雄巡回線に至り、同所から同市道を北西進及び南進して県道高雄有年横尾線に至り、同所から同県道を南西進して市道目坂高雄線に至り、同所から同市道を南西進して県道赤穂佐伯線に至り、同所から同県道を北西進して市道新在家川添線に至り、同所から同市道を北東進及び北西進して県道赤穂佐伯線に至り、同所から同県道を北西進及び北東進して市道東有年松南線に至り、同所から同市道を東進及び北進して千種川堤防道路に至り、同所から同道路を北東進及び北進して市道檜原千種川堤防添線に至り、同所から同市道を北進して安室川に至り、同河川を横断し千種川堤防道路に至り、同所から同道路を北進及び北西進して上郡町との行政界に至り、同所から行政界を北東進及び南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月 1日から令和 17年10月31日 まで |
| 宍粟揖保川 特定獵具使 用禁止区域 | 銃器 | 宍粟市山崎町御名における戸原橋西詰の県道宍粟香寺線と市道御名5号線との交点を起点として、同所から同市道を北進して県道宍粟新宮線との交点に至り、同所から同県道を北進して国道29号との交点に至り、同所から同国道を北進して市道三津神谷線との交点に至り、同所から同市道を東進して市道河東中央線との交点に至り、同所から同市道を南進して県道名坂宍粟線との交点に至り、同所から同県道を南西進して県道田井中広瀬線との交点に至り、同所から同県道を南西進及び南進して宍粟橋東詰の市道石ヶ谷宍粟橋線との交点に至り、同所から同市道を南東進して市道大橋桜ノ本線との交点に至り、同所から同市道を南進して山崎大橋東詰の国道29号との交点に至り、同所から揖保川左岸を南西進して戸原統合頭首工東詰に至り、同所から同頭首工管理道を南西進して市道川戸5号との交点に至り、同所から同市道を南西進して戸原橋東詰の県道宍粟香寺線との交点に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月 1日から令和 17年10月31日 まで |

| | | | |
|------------------------------|----|---|--------------------------------------|
| 小野市下東 条特定獵具 使用禁止区 域 | 銃器 | 小野市小田町における市道117号の千歳橋南詰を起点として、東条川左岸沿いを北西進、南進及び北西進して市道116号の船木橋に至り、同所から同市道を北進して市道210号に至り、同所から同市道を南西進して県道小野藍本線に至り、同所から同県道を西進及び南西進して東条川右岸に至り、同所から同河川を北西進して小野市と加東市の境界に至り、同所から同境界線に沿って北東進及び東進して市道116号に至り、同所から同市道を南進して県道神戸加東線に至り、同所から同県道を東進して市道6211号に至り、同所から同市道を南東進して市道117号に至り、同所から同市道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月 1日から令和 17年10月31日 まで |
|------------------------------|----|---|--------------------------------------|

| | | | |
|------------------|----------|--|--------------------------|
| 神戸空港特定獵具使用禁止区域 | 銃器 | 神戸市中央区港島南町9丁目におけるポートアイランド島南東端を起点として、同所から大阪湾を南西に見通す神戸空港島東端に至り、同所から海岸線を南西進および西進して同島西端に至り、同所から大阪湾を北西に見通す同市兵庫区和田岬神戸灯台に至り、同所から起点を見通した線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで |
| 温泉特定獵具使用禁止区域 | 銃器 | 美方郡新温泉町細田における国道9号と町道細田稻負谷線の交点を起点として、同所から同国道を南東進して町道京口線に至り、同所から同町道を西進して町道湯村歌長線に至り、同所から同町道を南東進して町道民センター線に至り、同町道を南西に直進して白豪山（城山）尾根に至り、同所から町道北岡線の第二北岡橋東詰と結ぶ線を直進して町道北岡線に至り、同所から同町道を西進して町道細田稻負谷線に至り、同所から同町道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで |
| たつの市御津特定獵具使用禁止区域 | 銃器・ぐくりわな | たつの市御津町における国道250号と県道網干停車場新舞子線との交点を起点として、同所から同県道を南進して新舞子において海岸線を接する点に至り、同所から同海岸線を西進して福ヶ浜、鷺崎を経て市道岩見浜屋敷1号線との交点に至り、同所から同市道を北進して市道岩見南峠1号線との交点に至り、同所から同市道を東進して同国道との交点に至り、同所から同国道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで |

公 告

入札公告

ひょうごe一県民システム広告掲載業務に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

令和7年10月28日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 調達内容

(1) 業務件名

ひょうごe一県民システム広告掲載業務

(2) 仕様等

ひょうごe一県民システム広告掲載業務に関する仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「入札参加申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画部計画課 中野、井筒

電話（078）362-4263（直通）

(2) 入札参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和7年10月28日（火）から同年11月11日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和7年11月20日（木）午前10時 兵庫県庁第1号館1F入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、入札書を封筒に入れて密封の上、封皮に「業務件名」、「入札」・「入札辞退届」の区別を記入し、令和7年11月19日（水）午後4時までに上記(1)の場所に必着すること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額（以下「契約予定総額」という。）の100分の5以上の額を、令和7年11月17日（月）の午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。保険期間は本件入札の参加申込後で、令和7年11月17日（月）以前の任意の日を開始日とし、同月26日（水）以降を終了日とすること。入札保証保険証書の保険金額が契約予定総額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

(3) 契約保証金

契約予定総額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。ただし、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第100条に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を前記3(2)で定める期間内に前記3(1)で定める場所に提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は所定の日時及び場所に到達していること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

カ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格以上であって最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

~~~~~

#### 農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和7年10月28日

兵庫県知事 斎 藤 元 彦

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番            | 地 目 | 面積（平方メートル） |
|-------------------|-----|------------|
| 赤穂郡上郡町宇治山字長通415番1 | 畠   | 298のうち225  |

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 農地を利用する権利の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------------|------|--------------|
| 令和8年4月1日     | 5年   | 1,125円       |

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和7年11月11日

(2) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県農林水産部総合農政課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

~~~~~

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和7年10月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番 | 地 目 | 面積（平方メートル） |
|-------------------|-----|------------|
| 赤穂郡上郡町宇治山字長通415番4 | 畠 | 119のうち117 |

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 農地を利用する権利の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------------|------|--------------|
| 令和8年4月1日 | 5年 | 585円 |

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和7年11月11日

(2) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県農林水産部総合農政課

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

~~~~~

#### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の

生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年10月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 コープデイズ豊岡

所在地 豊岡市加広町7-32

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|    |    |        |
|----|----|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----|----|--------|

|              |                    |         |
|--------------|--------------------|---------|
| 生活協同組合コープこうべ | 神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号 | 岩 山 利 久 |
|--------------|--------------------|---------|

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|    |    |        |
|----|----|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----|----|--------|

|              |                    |         |
|--------------|--------------------|---------|
| 生活協同組合コープこうべ | 神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号 | 木 田 克 也 |
|--------------|--------------------|---------|

イ 変更後

|    |    |        |
|----|----|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----|----|--------|

|              |                    |         |
|--------------|--------------------|---------|
| 生活協同組合コープこうべ | 神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号 | 岩 山 利 久 |
|--------------|--------------------|---------|

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|    |    |        |
|----|----|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----|----|--------|

|            |                    |         |
|------------|--------------------|---------|
| 株式会社コープフーズ | 神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号 | 今 井 一 人 |
|------------|--------------------|---------|

|          |                |         |
|----------|----------------|---------|
| 昭産商事株式会社 | 北九州市門司区黄金町6番7号 | 森 田 將 昭 |
|----------|----------------|---------|

|        |               |         |
|--------|---------------|---------|
| 株式会社玉屋 | 豊岡市千代田町11番27号 | 太 田 輝 子 |
|--------|---------------|---------|

外15者

イ 変更後

|    |    |        |
|----|----|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----|----|--------|

|            |                    |         |
|------------|--------------------|---------|
| 株式会社コープフーズ | 神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号 | 友 重 伸 和 |
|------------|--------------------|---------|

|          |                |         |
|----------|----------------|---------|
| 昭産商事株式会社 | 北九州市門司区黄金町6番7号 | 谷 口 泰 弘 |
|----------|----------------|---------|

|        |               |         |
|--------|---------------|---------|
| 株式会社玉屋 | 豊岡市千代田町11番27号 | 太 田 明 英 |
|--------|---------------|---------|

外12者

4 変更年月日

令和7年6月26日ほか

5 届出年月日

令和7年10月9日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和7年10月28日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年3月2日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり

大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年10月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオンタウン川西

所在地 川西市多田桜木1-4-1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

イオンタウン株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 加藤 久 誠

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|-------------|--------------------|--------|
| コネクシオ株式会社 | 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号 | 直田 宏 |
| 株式会社倉式珈琲 | 岡山市北区平田173番地104 | 久田 浩司 |
| ウェルシア薬局株式会社 | 東京都千代田区外神田二丁目2番15号 | 田中 純一 |

外5者

(2) 変更後

| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|---------------|--------------------|--------|
| ITXコミュニケーションズ | 横浜市西区南幸一丁目1番1号 | 高田 泰司 |
| 株式会社 | | |
| 株式会社サンマルクホール | 岡山市北区平田173番地104 | 藤川 祐樹 |
| ディンギス | | |
| ウェルシア薬局株式会社 | 東京都千代田区外神田二丁目2番15号 | 桐澤 英明 |
| 外5者 | | |

4 変更年月日

令和7年6月15日ほか

5 届出年月日

令和7年10月15日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和7年10月28日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年3月2日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年10月28日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
ロータリ除雪車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年10月9日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社NICHIGO  
大阪市淀川区西中島5丁目5番15号新大阪セントラルタワー南館8階
- 5 落札金額  
63,800,000円（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和7年8月29日

~~~~~

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年10月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡稻美町六分一字蒲ノ上1178番181
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
東京都港区港南二丁目16番1号
大東建託アセットソリューション株式会社 代表取締役 河 西 正 人
- 3 許可年月日及び許可番号
令和7年3月5日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-33号（6稻美）

選挙管理委員会告示**兵庫県選挙管理委員会告示第54号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定するとともに、既に指定した施設に關し指定の取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票ができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年10月28日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永 田 秀 一

2 老人ホームの表太子町の項中

| | |
|-------------------------------|-------------|
| 社会福祉法人 大和福祉会 特別養護老人ホーム まほろばの里 | 同 町塚森 125—1 |
|-------------------------------|-------------|

を

| | |
|-------------------------------|-------------|
| 社会福祉法人 大和福祉会 特別養護老人ホーム まほろばの里 | 同 町塚森 125—1 |
| シニアハウス笑楽 太子 | 同 矢田部 335—1 |

に、改める。」

教 育 委 員 会 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年10月28日

契約担当者

兵庫県立香住高等学校長 森 澄 実

1 調達内容

(1) 業務件名及び数量

実習船「但州丸」一般整備工事 一式

(2) 工事の内容及び仕様等

総トン数358トンの実習船「但州丸」一般整備工事

仕様は入札説明書による。

(3) 履行期限

令和8年3月18日（水）

(4) 履行場所

実習船「但州丸」の定けい港（香住港）から270マイル以内の請負造船所

(5) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 令和2年4月1日以降に、国（公社・公團を含む。以下同じ。）、地方公共団体等が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数350トン以上の船舶を対象とした、この公告に示した業務と同様の業務について、国、地方公共団体等と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であ

ること。

(6) 実習船「但州丸」(総トン数358トン)が入渠可能な乾ドック(乾船渠)を所有する者であること。

3 申込書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒669-6563 美方郡香美町香住区矢田40-1

兵庫県立香住高等学校 担当 井上

電話 (0796) 36-1181 FAX (0796) 36-1182

(2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和7年10月28日(火)から同年11月11日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後0時45分までを除く。)

(3) 申込書の提出期限

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料(以下「申込書等」という。)を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

令和7年10月29日(水)から同年11月11日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後0時45分までを除く。)

(4) 入札・開札の日時及び場所

令和7年11月28日(金)午前10時30分 兵庫県立香住高等学校 会議室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和7年11月27日(木)午後5時までに、上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年11月27日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す項目を履行できることを証明する書類を令和7年11月11日(火)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(令和7年12月5日(金))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

- ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- (6) 入札の無効
- ア 財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第90条の規定に該当する入札及び申込書等又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。
- イ 入札時点において、上記2に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。
- ウ 入札保証保険の保険期間が、上記(5)イに規定する期間に満たない者のした入札は、無効とする。
- エ 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- オ 入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- カ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。
- (7) 契約書作成の要否
- 要作成
- (8) 落札者の決定方法
- 入札説明書に示す船舶の修繕等の業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他
- 詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Minoru Morizumi, Principal of Hyogo Prefectural Kasumi Senior High School
- (2) Nature and quantity of the services to be required:
Repair services of the fisheries training vessel, TANSHU-MARU, 1 set
- (3) Contract fulfillment period:
March 18, 2026
- (4) Contract fulfillment place:
Dockyard near (within 270 N.M.) the Mother Port TANSHU-MARU (Kasumi Port)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 November 11, 2025
- (6) Deadline for tender:
10:30 November 28, 2025 by direct delivery;
17:00 November 27, 2025 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mr. Inoue, Administrative Office, Kasumi Senior High School
40-1 Yada, Kasumi-ku, Kami-cho, Mikata-gun, Hyogo 669-6563
TEL (0796) 36-1181 FAX (0796) 36-1182

正 誤

○令和7年4月1日付け（兵庫県公報第2号外）

平成14年兵庫県告示第1443号（民有林林道事業補助金交付要綱）の一部改正中

| (ページ) | (行) | (誤) | (正) | | | | | | |
|--|---|---|--|---------------|---|--------|--|--------------------------------|--|
| 1 | 上から6 | <p>民有林林道事業補助金交付要綱中 「事業メニュー林業専用道整備事 業」 を 「事業メニュー(1)林業専用道整 備事業」 に改める。</p> <p>民有林林道事業補助金交付要綱中 「事業メニュー」 に 「事業メニュー(2)老朽化対策」 を追加する。</p> <p>民有林林道事業補助金交付要綱中 「事業メニュー」 に 「事業メニュー(3)林道施設 P C B廃棄物処理促進対策」 を追加する。</p> | <p>第2の表2 森林環境保全整備事業 の款林業専用道整備事業の項中「林業専 用道整備事業」を「(1)林業専用道整備事 業」に改め、同項の次に次のように加え る。</p> <table border="1"> <tr> <td>(2) 老朽 化対策</td> <td>個別施設 計画に基づ く施設の老 朽化対策で あって、次に 掲げる全て の要件に該 当するもの。</td> <td>50/100</td> </tr> <tr> <td>1 林業生 産基盤整 備道、山村 強靭化林 道又は林 業専用道 において 実施する こと。ただ し、林業専 用道につ いては、利 用区域の 全部又は 一部が効 率的施業 区域又は 生産基盤 強化区域 と重複す る路線に において実 施すること。</td> <td>2 事業費 が40万円 以上であ ること。</td> <td></td> </tr> </table> | (2) 老朽 化対策 | 個別施設 計画に基づ く施設の老 朽化対策で あって、次に 掲げる全て の要件に該 当するもの。 | 50/100 | 1 林業生 産基盤整 備道、山村 強靭化林 道又は林 業専用道 において 実施する こと。ただ し、林業専 用道につ いては、利 用区域の 全部又は 一部が効 率的施業 区域又は 生産基盤 強化区域 と重複す る路線に において実 施すること。 | 2 事業費 が40万円 以上であ ること。 | |
| (2) 老朽 化対策 | 個別施設 計画に基づ く施設の老 朽化対策で あって、次に 掲げる全て の要件に該 当するもの。 | 50/100 | | | | | | | |
| 1 林業生 産基盤整 備道、山村 強靭化林 道又は林 業専用道 において 実施する こと。ただ し、林業専 用道につ いては、利 用区域の 全部又は 一部が効 率的施業 区域又は 生産基盤 強化区域 と重複す る路線に において実 施すること。 | 2 事業費 が40万円 以上であ ること。 | | | | | | | | |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | |
| | | <p>(3) 林道 施設 P C B 廃 棄物処 理促進 対策事 業</p> | <p>1 林道施 設の塗膜 に含まれ るPCBの濃 度分析調 査に必要 な塗膜の 剥離(これ に伴う当 該剥離箇 所の再塗 装を含 む。)及び 当該剥離 時の塗膜 の飛散を 防止する 仮設物の 設置並び に剥離し た塗膜に 含まれる PCBの濃度 分析調査 であって、 昭和41年 から昭和 49年まで の期間に PCBを含む 塗料によ る塗装が 行われた おそれが ある林道 施設が対 象である こと。</p> <p>2 林道施 設全体の 塗膜の剥 離(これに 伴う当該 施設の再 塗装を含 む。)及び 剥離時の</p> |
| | | | |

| | | | |
|---|-------|---|---|
| | | | 塗膜の飛散を防止する仮設物の設置並びに剥離した塗膜の処分（処理施設までの運搬を含む。）であって、PCBを含む塗料による塗装が行われた林道施設が対象であること。 |
| 1 | 上から21 | 民有林林道事業補助金交付要綱中「第3の(4)」に「老朽化対策・PCB対策事業」を追加する。 | 第3(4)中「整備」の右に「、老朽化対策・PCB対策事業」を加える。 |
| 1 | 上から26 | 民有林林道事業補助金交付要綱中「第3の(6)」に「老朽化対策・PCB対策事業」を追加する。 | 第3(6)中「保全整備事業」の右に「・老朽化対策・PCB対策事業」を加える。 |